

## J Aマイカーローン融資要項（統一版）

### 1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし、地区外に居住する准組合員については、県内に居住し地区内に勤務地を有する者（以下、「地区内勤務者」という。）とする。
- (2) 貸付時の年齢が満18歳以上75歳未満であること。<sup>（補足）</sup>

#### 【補足】

- ・年齢は全て貸付実行（予定）日を基準とする。

- (3) 最終償還時の年齢が満80歳未満であること。ただし、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合、J Aとの既存取引（農産物代金の入金、年金受取、給与振込、定期貯金、定期積金、J Aカードのうち1つ以上）の実績があること。
- (4) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。
  - a 前年度税込年収が150万円以上であること。
  - b 新卒の給与所得者（新卒内定者を含む）で勤続年数が1年未満の場合、親・子・関連会社への転籍者で転籍後の勤続年数が1年未満の場合は、「月収×15」が150万円以上であること。<sup>（補足）</sup>
  - c 転職者（公務員、高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職後の前年度税込年収（または「前年度税引前所得」）について、勤続年数が1年未満等の理由で確認できない場合は、「月収×15」を前年度税込年収（または前年度税引前所得）とみなす。

#### 【補足】

- ・前年度税引前所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のこと。
- ・自営業者については、営業が継続的に行われているか等の確認を行うこと。
- ・子会社とは、他の会社（親会社）が議決権株の過半数を保有している会社のこと。
- ・関連会社とは、他の会社が議決権株を20%以上50%以下所有している会社のこと。
- ・国・地方公共団体が20%以上出資している団体についても転籍先の対象とする。
- ・転籍とは、出向元との雇用契約は終了（退職）し、新たに出向先の会社と雇用契約を締結すること。
- ・新卒内定者については、採用通知書等により収入金額を確認する。

#### 【特認事務】

- ・所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は健康保険証で勤務先が確認できる場合の企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。
- ・専従者給与所得および役員報酬は、原則として公的証明書により確認する。
- ・申込金額が200万円未満の場合で給与振込の実績（自J Aに限る）が過去1年間確認できる場

合は、給与振込金額を基に前年度税込年収を算出することができる。ただし、健康保険証等で勤務先の確認ができる場合に限る。

- ・e-Taxを利用した確定申告書を使用する場合は、受付印に代わって受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

(5) 勤続（または営業）年数が1年以上であること。ただし、勤続（または営業）年数が1年未満の案件で下記のa～dに該当しない者は、事前に富山県農業信用基金協会が容認する場合に限る。

- 公務員および高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者については、勤続（または営業）年数が6か月以上であること。<sup>(補足)</sup>
- 勤続年数が1年未満であっても、新卒の農業者および新卒の給与所得者（新卒内定者を含む）または年金受給者については対象とする。<sup>(補足)</sup>
- J Aマイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が2年以上あり、少なくとも過去1年以上延滞のない方、または2年以上返済実績があり、完済後2年以内の者（以下「リピータ型」という。）の場合、勤続年数が1年未満であっても対象とする。
- 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。

**【補足】**

- ・親・子・関連会社への転籍の場合は連続勤務とみなす。
- ・公務員とは、一般職公務員および特別職公務員のこと。ただし、任期のあるものは除く。
- ・高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者とは、医師、弁護士、公認会計士とする。また、業を営む者には、従事する者を含む。
- ・新卒内定者の場合は入社月の3か月前から申込可能とする。

(6) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。農業者以外の自営業者については、本人または同居家族の持ち家であること。

(7) 信用状況に不安がないこと。<sup>(補足)</sup>

- 自営業者（農業者は除く。）については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
- 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

**【補足】**

- ・信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

## 2 資金使途

本人または家族が必要とする次の資金であること。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除く。<sup>(補足)</sup>

(1) 自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす購入（中古車を含む。）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金。<sup>(補足)</sup>

- (2) 運転免許の取得資金。
- (3) カーナビ等のカー用品の購入資金。
- (4) 車庫建設資金（建設費が100万円以内のものに限る。）
- (5) 他金融機関等から借入中の自動車資金の借換<sup>（補足）</sup>

**【補足】**

- ・本ローンの借入にかかる諸費用を資金使途に含めることができる。
- ・ディーラーが取扱うクレジット会社による残価設定型クレジット契約の中途の借換および最終支払時における車両の買取り代金費用については、中古車購入資金とみなす。
- ・また上記契約については、契約満了時に契約者自身がディーラーへの車両返却あるいは車両の買取りを選択できるもの、ディーラーに車両を返却する場合は最終支払いが不要になるものに限る。
- ・借換対象となる他金融機関等には、信販会社およびディーラーが取扱うクレジット会社（残価設定型クレジットを除く）を含む。

**【特認事務】**

- ・原則貸付金は、借入申込者の貯金口座に振込み、ただちに販売業者等に振り込むものとする。
- ・ただし、手元資金で支払ったものについては、領収書（写）（車体本体代金の場合は、申込日から過去3カ月以内）を受領し、借入申込者本人の貯金口座への入金も可とする。
- ・登録費用等少額で現金払いをしたものについては、領収書の提出で対応可とする。
- ・修理費用の場合は、見積書（写）に加え、車検証（写）の提出を受ける。
- ・借換資金の場合、貸付金は借換前残高の範囲内とし、借入期間も借換前債務の期間内とする。また、借換前の口座に振り込むことを必須とし、全額繰上償還の書類の提出を求める。

### 3 貸付金額

10万円以上1,000万円以内（1万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。また、貸付実行時の年齢が71歳以上の場合は200万円以内とする。

- (1) 所要額の範囲内であること。<sup>（補足）</sup>

**【補足】**

- ・残価設定型クレジットにおける車両の買取の場合は、ディーラーが取扱うクレジット会社が提示した支払金額を上限とする。

- (2) 本ローン貸付額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。

- (3) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。<sup>（補足）</sup>

a	前年度税込年収が 150 万円以上 250 万円未満	30%
b	前年度税込年収が 250 万円以上 550 万円未満	35%
c	前年度税込年収が 550 万円以上	40%

**【補足】**

- ・借入比率の算出式は次のとおり。

借入比率＝（本件を含む無担保借入金総額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

- ・返済比率の算出式は次のとおり。なお、生活資金借入金とは、無担保、有担保を問わず、全ての生活資金とし、事業資金、貯金担保借入および農業関連資金は含まない。

返済比率＝（本件を含む全ての生活資金借入金の年間返済額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

- ・年間返済額には、本ローンの年間返済額のほか、他の借入金の返済額（事業資金、貯金担保借入は含まない。）を加えるものとする。なお、カードローン（約定返済型・随時返済型）の年間返済額は、原則として極度額の2％（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。
- ・所得合算できる連帯債務者がいる場合、税込年収は、その連帯債務者の年収を、全額合算でき、年間返済額については全額合算する。なお、連帯債務者の要件は、貸付対象者に準ずるものとし、借入申込者と同居の場合に限る。
- ・所得合算できる連帯保証人がいる場合、税込年収は、その連帯保証人の年収を、本人の年収の50％を超えない範囲で合算することができ、年間返済額については全額合算する。なお、連帯保証人の要件は、収入が将来にわたり家計に継続的に寄与できる同居の配偶者・親または子（満18歳以上の者）とする。ただし、所得合算は1名に限る。

- (4) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）の合計額が1,000万円以内であること。<sup>（補足）</sup>

- (5) 本ローン貸付額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）、リフォーム（富山県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金を含む）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額の合計額が1,500万円以内であること。<sup>（補足）</sup>

**【補足】**

- ・他農協でのローン、借入金残高も含める。

4 貸付期間

6か月以上15年（180か月）以内であること。<sup>（補足）</sup>

ただし、貸付期間10年（120か月）を超える案件は、事前に富山県農業信用基金協会が容認する場合に限る。

**【補足】**

- ・借換の場合は、原則として、現在借入中の自動車資金の残存期間内とする。ただし、事前に富山県農業信用基金協会が容認する場合は、15年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内でも可とする。

5 貸付金利

農協所定の利率とし、次のいずれかの金利種類であること。

- (1) 固定金利型

(2) 変動金利型

6 担保

担保は設定しない。

7 保証

富山県農業信用基金協会の保証が付されていること。

8 貸付方法

証書貸付とする。

9 貸付実行日

任意の日とする。

10 元利金の返済方法

- (1) 元利均等返済とし、毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式<sup>(補足)</sup>のいずれかであること。ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、貸付金額の50%以内（1万円単位）であること。
- (2) 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とする。
- (3) 一部繰上返済は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とする。
- (4) 全額繰上返済は、任意の日に行えるものとする。
- (5) 年2回返済方式は毎月返済方式と比較し、貸出後の期日管理の間隔が長く借入者の信用状況の変化の把握が遅れる危険性があるため、専業農業者以外については原則として取り扱わない。

**【補足】**

- ・特定月増額返済方式とは、毎月返済方式に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する方式のこと。

11 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

12 団体信用生命共済（保険）

顧客の希望により団体信用生命共済（保険）に加入することができる。

13 その他

- (1) この要項に別段の定めがないものについては、この農協の定款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続（統一版）等の定めるところによる。
- (2) 富山県農業信用基金協会の保証に関する事項については、同協会の諸規程等による。